

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。音声が届かない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくい聴覚障害者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

２００６（平成１８）年１２月に国連総会において採択され、２００８（平成２０）年に発効した「障害者権利条約」第２条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は２００９（平成２１）年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めてきた。２０１１（平成２３）年８月に改正された「障害者基本法」の第３条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の２２条には、国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話ができる社会環境の整備、そして、手話を言語として普及・研究できる環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年　３月１９日

大和高田市議会